

亀岡市地域包括支援センター専門職種及び機能強化職員の
欠員等に伴う委託料減額について

地域包括支援センター業務委託契約について、市が定める人員配置基準に満たない場合は、下記のとおり委託料を減額する。

記

1 人員配置基準

人員配置については、下表1の基本配置人員を基準とする。

表1 人員配置基準

職種		第一号被保険者数 3,000人以上	第一号被保険者数 3,000人未満
専門 職種	主任介護支援専門員等	常勤専従1人	1.5人
	社会福祉士等	常勤専従1人	※社会福祉士等・主任介護支援専門員等を合わせて常勤換算1.5人以上
	保健師等	常勤専従1人	常勤専従1人
機能強化職員 (上記専門職種もしくは介護支援専門員)		常勤換算1人	常勤換算1人
備考		全4人配置	全3.5人配置

2 減額する要件

専門職種及び機能強化職員が、退職や休職（病気休暇や育児休暇も含む）等により、やむを得ず配置基準に満たない状況になった場合を「欠員」とし、欠員が生じた日（※有給休暇期間は除く）から起算して60日間継続した場合（※前年度から欠員が継続している場合は、その期間を含む）。

3 委託料の減額

欠員した場合は、次の算定方法により計算した金額を減額する。なお、委託料については、年度末に減額し、前払いした委託料を清算する。

なお、年度当初から欠員がある場合は、その額を減額した委託料とし、欠員が解消された時点で契約を変更する。

(1) 算定期間

欠員した日から起算して61日目から、欠員が解消された日まで

(2) 減額単価

専門職種 @17,808円/日
 (0.5人の場合は@8,904円/日)
機能強化職員 @5,479円/日

(3) 算定方法(1円未満は切り捨て)

ア 欠員の場合

専門職種(機能強化職員)単価 × ([欠員期間] - 60日)

イ 勤務時間が配置基準に満たない欠員の場合

専門職種(機能強化職員)単価 × ([欠員期間] - 60日)
× (不足する勤務時間/常勤の勤務時間※小数点1時間未満は切り捨て)

ウ 欠員の専門職種を他の専門職種で配置した場合

(例: 主任介護支援専門員等の代替として社会福祉士を配置)
専門職種単価 × ([欠員期間] - 60日) × 0.5

エ 欠員の主任介護支援専門員等の代替として、介護支援専門員を配置した場合

専門職種単価 × ([欠員期間] - 60日) × 0.8

4 報告

- (1) 欠員が生じることが予測されるときは、事前に高齢福祉課へ連絡すること。
- (2) 欠員が生じたときは、地域包括支援センター事業変更届出書に別紙(様式1)を添付し、高齢福祉課へ提出すること。
- (3) 欠員が生じたことを、直近の運営協議会で報告し、承認を得ること。
- (4) 欠員が解消したときは、地域包括支援センター事業変更届出書を高齢福祉課へ提出すること。
- (5) 委託料の減額対象になった場合は、年度末に別紙(様式2)を高齢福祉課に提出すること。

5 その他

専門職種の常勤専従職員を配置することが困難であるとき、以下の条件を全て満たした場合に常勤換算による職員配置を認める。

- ア 地域包括支援センターにおける常勤職員を配置することが著しく困難な場合(6箇月以上継続して欠員が出ている場合など)であること。
- イ 常勤換算を実施するにあたり、高齢福祉課生活支援係と事前協議を行うこと。

ウ 地域包括支援センター運営協議会において、常勤換算方法に基づき、地域包括支援センター職員を配置することを報告し、承認を得ること。

附 則

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 亀岡市地域包括支援センター専門職種及び機能強化職員の欠員等に伴う臨時的措置及び委託料返還基準（平成31年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。